

令和7年度自転車マナーアップ強化月間実施要綱

1 目的

自転車利用者の交通安全意識の向上を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止と危険・迷惑行為の防止を期し、県民運動として取り組む。

2 期間

令和7年5月1日（木）～5月31日（土）

3 主催

広島県交通対策協議会

4 自転車マナーアップスローガン

『危険です ながらスマホで 踏むペダル』

5 自転車安全利用の日（毎月1日）

5月1日（木）

6 重点項目

- (1) 交通ルールの遵守と交通マナーの実践
- (2) 自転車乗用時のヘルメット着用の促進
- (3) 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底

7 具体的推進事項

- (1) 主催機関・団体は
 - 組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育を実施するほか、街頭キャンペーン、街頭指導を実施する。
 - ホームページ、広報用ポスター・チラシ、広報誌、新聞・テレビ等、各種広報媒体を活用して広報啓発活動を活発に展開するとともに、自転車事故情報及び事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図る。
 - 「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知を推進する。
 - 令和6年5月公布の道路交通法の一部を改正する法律により、公布から2年以内に施行される16歳以上の自転車運転者による信号無視や一時停止などの交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）の適用等、新たな規定の施行を見据えた広報啓発を推進する。
 - 所属の全職員に対して、本運動の目的及び重点等を周知させ交通ルールの遵守や自転車乗用時のヘルメット着用など、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。
- (2) 市町は
 - 民間交通安全団体、交通ボランティア等との幅広い連携を図り、地域の自転車事故実態や走行実態を踏まえた住民参加型のきめ細やかな運動を実施する。
 - あらゆる広報媒体を活用し、地域住民はもとより関連施設や学校等に対して、自転車事故情報及び事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図る。

- 「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知を推進する。
 - 令和6年5月公布の道路交通法の一部を改正する法律により、公布から2年以内に施行される16歳以上の自転車運転者による信号無視や一時停止などの交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）の適用等、新たな規定の施行を見据えた広報啓発を推進する。
 - 所属の全職員に対して、本運動の目的及び重点等を周知させ交通ルールの遵守や自転車乗用時のヘルメット着用など、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。
- (3) 自転車利用者は
- 車道の左側を通行するなど、自転車は「車両」であることを認識し、「自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールを遵守する。
 - 自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用する。
 - 日ごろからブレーキや前照灯等の点検整備を行う。
 - 反射材用品等を積極的に活用する。
 - 自転車事故被害者救済のため、必ず自転車損害賠償責任保険等に参加する。
 - 通行の妨げとなる、迷惑駐輪や自転車放置をしない。
- (4) 地域・家庭では
- 自転車による事故の危険性や責任の重大性について家族で話し合い、交通ルールと交通マナーへの意識を高める。
 - 家族が出かける際には、交通事故に遭わないように交通安全に関する声掛けを行う。
 - 自転車を運転するときや子供を自転車に乗せるときは乗車用ヘルメットを着用させる。
 - 自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認し、未加入の場合は必ず加入する。
- (5) 保育所・幼稚園・小学校では
- 参加・体験・実践型の子供と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催して、「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用などの交通ルールの理解及び交通マナーの実践を図る。
 - 保護者に対し、幼児座席に幼児を乗車させるときは乗車用ヘルメットとあわせてシートベルト着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- (6) 中学校・高等学校では
- 中・高校生が当事者となった自転車事故の実例を説明し、交通ルールを守らなかった場合の危険性及び責任に重大性を理解させ、安全に自転車を利用するために必要な技能と知識を再確認させる。
 - 生徒に対する参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用などの交通ルールの理解及び交通マナーの実践を図る。
 - 生徒や保護者に対して、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供する。
 - 自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用を促進する。
- (7) 職場では
- 社内広報誌等を活用して本運動の趣旨や重点等を周知させるとともに、自転車事故情報及び事故実態に応じた事故防止対策等に関するきめ細かい情報提供を行うなど積極的な広報啓発活動を実施する。
 - 自転車通勤者に対する社内広報誌等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用などの交通ルールの理解及び交通マナーの実践を図る。
 - 業務で使用する自転車は、必ず自転車損害賠償責任保険等に参加する。
 - 自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用を促進する。
- (8) 自転車販売店は
- 自転車の購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認する。
 - 自転車損害賠償責任保険等の加入が確認できない時は、自転車損害賠償責任保険等に関

する情報を提供する。

- 自転車の購入者等に対し、ヘルメット着用の重要性などヘルメットに関する情報を提供する。

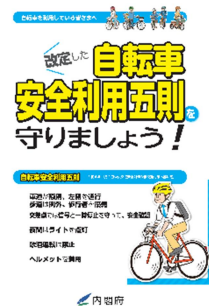
(9) 自動車運転者は

- 自転車を見かけたときは急な車道への飛び出しなどの危険を予測し、自転車の動きに注意して速度を落とすなど「思いやり運転」を心がける。
- 交差点では、左折時の巻き込み事故や、右折時の衝突事故を防止するため、死角に自転車があるかもしれないと常に意識する。

《自転車安全利用五則》

(令和4年11月交通対策本部決定より)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



《自転車点検》

合言葉「ブタはしゃべる」

- ブ……ブレーキは、前後ともよく利きますか
- タ……タイヤの空気は入っていますか
- ハ……ハンドルは曲がっていませんか
- シャ……車体(サドル、フレーム)は曲がっていませんか、チェーンはゆるんでいませんか、反射板は付いていますか
- ベル……ベルはよく鳴りますか、壊れていませんか

《TS マーク(保険付帯)》

自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるマークで、このマークには賠償責任保険と傷害保険等が付いています。

保険の有効期間はマークに記載された点検日から1年間で、TSマークの看板のある自転車安全整備店で取り扱っています。

例) 緑 TS マーク

